

ほっぺるランド新高 ご意見・ご相談・苦情解決内容の公表

令和2年度

No. 1	令和2年4月
内容	<p>(1) 土曜日の給食が一品少なく提供されていた。</p> <p>(2) 食事の量が少ない。見た目も美味しそうではない。</p> <p>(3) 給食費が正しく執行されていないのではないか。</p>
対応・改善	<p>(1) 食材が調達できない等の理由から一品少なく提供されている事実があった。また、園内共有が十分でなく、担当者の独断で実施されていたことも問題であった。</p> <p>→ 担当者独断で対応することのないよう、園長・主任のチェック体制を強化。献立に変更がある場合には保護者へ周知を徹底するよう指導。</p> <p>(2) 同献立で提供している姉妹園と比較し、盛り付け等にも課題があった。</p> <p>→ 姉妹園の盛り付け写真等を共有し合い、参考にする。</p> <p>サンプルケースの中が無機質であるため、トレイやランチョンマットを活用するなどの工夫をする。</p> <p>(3) 食材の購入月ツレなどにより、月によっては徴収額を全額執行できていない月もあった。</p> <p>→ 月による差異はやむを得ない場合もあるため、給食費に余剰がある場合には行事食や行事おやつ等で調整を行う</p>

No.2	平成2年5月
内容	<p>(1) 給食時間やお昼寝開始の時間がデイリープログラムと異なっているのではないか</p> <p>(2) お昼寝の時間が長すぎたり、無理に寝かせているのではないか</p>
対応・改善	<p>(1) お便利ノートに記載する食事時間や睡眠時間について、職員によって“席に着いた時間を記載する者”“食べ始めた時間を記載する者”など統一がなされていなかった。また、合同保育を実施している場合には必ずしも児童の年齢に該当するデイリープログラム通りではない場合もあった。</p> <p>→ 記載方法について全職員の統一を図る。また、しおりに記載のデイリープログラムは集団保育の流れになっているため、担当制保育を取り入れている未満児クラスにおいてはクラスごとに保護者への説明や情報提供を徹底していく。</p> <p>(2) 目が覚めても体を休めるために横になっておくように話すことはあったが、無理を強いる行為の事実はなかった。昼寝の時間については保護者の意向と児童の体力の持続力に相違がある場合もあった。</p> <p>→ 夜の睡眠時間に影響を及ぼすことのないよう、家庭の意向もふまえて対応を進める。</p>

上記、No.1 及びNo.2 に関する内容については、令和2年6月に全体保護者説明会を実施いたしました。